

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第28号

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程

京都市交通局会計規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 予算担当課の課長等 企画総務部総務課長(以下「総務課長」という。), 企画総務部職員課長(以下「職員課長」という。), 企画総務部財務課長(以下「財務課長」という。), 企画総務部研修所長, 企画総務部<u>営業調査課長</u>(以下「<u>営業調査課長</u>」という。), 企画総務部営業推進課長(以下「営業推進課長」という。), 自動車部営業課長, 自動車部技術課長及び高速鉄道部営業課長をいう。</p> <p>(月次決算)</p> <p>第133条 財務課長は, 毎月末における月次決算を行い, 試算表を作成し, 翌月20日までに<u>財務担当部長</u>の決定を受けなければならない。</p> <p>(事業報告書)</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 予算担当課の課長等 企画総務部総務課長(以下「総務課長」という。), 企画総務部職員課長(以下「職員課長」という。), 企画総務部財務課長(以下「財務課長」という。), 企画総務部研修所長, 企画総務部<u>企画調査課長</u>(以下「<u>企画調査課長</u>」という。), 企画総務部営業推進課長(以下「営業推進課長」という。), 自動車部営業課長, 自動車部技術課長及び高速鉄道部営業課長をいう。</p> <p>(月次決算)</p> <p>第133条 財務課長は, 毎月末における月次決算を行い, 試算表を作成し, 翌月20日までに<u>企画総務部長</u>の決定を受けなければならない。</p> <p>(事業報告書)</p>

第 136 条 予算担当課の課長等は、毎事業年度終了後 1 箇月以内に事業報告書に必要な資料を営業調査課長に送付しなければならない。

2 営業調査課長は、前項の資料に基づき事業報告書を作成し、5 月 15 日までに管理者の決定を受け、財務課長に提出しなければならない。

(業務状況を説明する書類の作成)

第 139 条 営業調査課長は、京都市公営企業の業務状況公表に関する条例（昭和 28 年京都市条例第 20 号）の定めるところにより毎事業年度の 4 月 1 日から 9 月末日までの業務状況を説明する書類を 11 月 25 日までに、10 月 1 日から翌年 3 月末日までの業務状況を説明する書類を 5 月 25 日までに作成し、管理者の決定を受けて、市長に提出しなければならない。

2 (略)

3 課長等は、前項の業務状況を説明する書類の作成のための資料を営業調査課長に送付しなければならない。

別表第 1 (第 6 条関係)

金銭収納員となる職	金銭副収納員となる収納員
(略)	(略)
企画総務部 <u>営業調査課長</u>	企画総務部 <u>営業調査課</u> 運賃収入係長

第 136 条 予算担当課の課長等は、毎事業年度終了後 1 箇月以内に事業報告書に必要な資料を企画調査課長に送付しなければならない。

2 企画調査課長は、前項の資料に基づき事業報告書を作成し、5 月 15 日までに管理者の決定を受け、財務課長に提出しなければならない。

(業務状況を説明する書類の作成)

第 139 条 企画調査課長は、京都市公営企業の業務状況公表に関する条例（昭和 28 年京都市条例第 20 号）の定めるところにより毎事業年度の 4 月 1 日から 9 月末日までの業務状況を説明する書類を 11 月 25 日までに、10 月 1 日から翌年 3 月末日までの業務状況を説明する書類を 5 月 25 日までに作成し、管理者の決定を受けて、市長に提出しなければならない。

2 (略)

3 課長等は、前項の業務状況を説明する書類の作成のための資料を企画調査課長に送付しなければならない。

別表第 1 (第 6 条関係)

金銭収納員となる職	金銭副収納員となる収納員
(略)	(略)
企画総務部 <u>企画調査課長</u>	企画総務部 <u>企画調査課</u> 運賃収入係長

企画総務部営業推進課長	企画総務部営業推進課企画推進係長	企画総務部営業推進課長	企画総務部営業推進課営業企画係長
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第2 (第7条の2関係)		別表第2 (第7条の2関係)	
分任物品出納員となる職	分任物品副出納員となる収納員	分任物品出納員となる職	分任物品副出納員となる収納員
(略)	(略)	(略)	(略)
企画総務部営業調査課長	企画総務部営業調査課運賃収入係長	企画総務部企画調査課長	企画総務部企画調査課運賃収入係長
企画総務部営業推進課長	企画総務部営業推進課企画推進係長	企画総務部営業推進課長	企画総務部営業推進課営業企画係長
(略)	(略)	(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)